

玉名市立岱明中学校「いじめ防止基本方針」(R6.4)

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)」の第13条を受け、いじめの「未然防止」「早期発見」「適切で迅速な対応」を組織的かつ計画的に行い、教職員はもとより生徒や家庭・地域・関係機関をも巻き込む形で生徒を守り育てていける学校を構築するために策定するものとする。

1 いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条1項)

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、校内外を問わずすべての生徒に関する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- (2) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない行為であり、どの生徒にも起こりうる行為である。
- (3) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

以上の基本認識に立ち、本基本方針を推進する。

3 いじめ防止の基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に努め、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図りながら対処するとともに、再発防止に努める。

4 本校の課題

(1) 日常的な生徒の実態から

この数年、不登校、不登校傾向生徒の理由として挙げられるものは、発達障がい起因のもの、学習や学力に起因するもの、基本的生活習慣に起因するもの、友人関係に起因するもの、家庭的問題に起因するものなど様々である。それぞれの生徒にあった支援を模索しながら、家庭との連携を大切にしながら取り組んでいる。

本校は、「人の痛みがわかる人になろう」という生徒指導目標を掲げている。しかし、冷やかしかからかい、軽はずみに人を傷つけてしまうような言動が見られることもある。また、LINEやインスタグラム等のSNSの中でトラブルになることも少なくない。

行事や生徒会活動に真剣に取り組むことができるがコミュニケーションを上手く取れなくて誤解される生徒や孤立感を感じる生徒もいる。

各クラスで学級人権宣言を作っており、いじめや差別をしないクラスづくりを行っている。

(2) 「タマにゃんチェック」から

本校では6月、9月、1月、2月に「タマにゃんチェック」を行い、いじめの早期発見と早期対応に努めている。「いじめを受けた」と回答した生徒がいた場合、担任や学年部で即座に対応し、聞き取りと指導、また経過の観察を重ねている。生徒指導部会にて情報を共有し、全職員で共通理解・共通実践に努めている。

(3) 「教育相談」から

年に2回(6月、11月)、定期的に行っている教育相談でも、人間関係のこじれや不安を訴える生徒もいる。また、心配している級友について相談する生徒もいる。いつでも誰かに遠慮なく相談できるような仲間づくりや相談体制を作っていく必要性を感じる。

(4) 「心のアンケート」(12月実施)から

「熊本県公立学校心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の調査結果の中で、懸念される項目を挙げてみる。(数字は本校302人のアンケートから)

- ①誰かの役に立っている(あまりない、ない)・・・76人
- ②いじめられたことがある・・・・・・・・・・15人
- ③ネット上に個人情報を載せたことがある・・・29人
- ④自由に使える情報通信機器で、家庭での決まり事がない・・・139人
- ⑤22時～5時まで情報通信機器を使わないというルールについて

(ほとんど、ぜんぜん守れていない、ルールを決めていない)・・・109人

学校教育方針「心身ともに健康で自律性をもった生徒の育成 ～大切にしたい『あいうえお』の実践～」からも、学校生活の様々な場面を通して、自分で考え、自分をコントロールできる生徒が多くなるよう努めていきたい。

「ネット上に個人情報を載せたことがある」生徒は29人と昨年より18人減少している。また、自由に使える情報通信機器について、22時～5時は使用しないというルールを109人(昨年度比-76人)が、ほとんど・ぜんぜん守れていない状況である。2項目については減少傾向にあるが今後も「岱明中校区携帯電話等使用ルール」の啓発を続け、効果的な指導を行う必要がある。いじめに関しては、心の根幹を揺さぶるような道徳科の授業や説話を行っていくとともに、生徒同士が温かい心でお互いを認め合いつながっていくよう取り組んでいく必要がある。

5 組織

いじめ防止のために、次の校内組織を置く。

校内におけるいじめ防止を実効的に行うために、以下の活動を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭(情報集約担当者)、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当
養護教諭、特別支援コーディネーター、児童生徒支援教員

<活動> ・未然防止、早期発見のための年間活動計画の作成に関すること
・調査および教育相談に関すること
・いじめ事案の対応と経過に関すること
・年間活動計画の評価に関すること

<開催> 週1回を生徒指導部会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

いじめ防止のために、保護者、地域を含めた次の組織を置く。

いじめ防止を多角的な視点から実効的に行うために、「校区いじめ防止対策委員会」を設置する。(コミュニティ・スクール推進委員会が本会を兼ねる)

<構成員> 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、PTA会長、PTA副会長
コミュニティ・スクール推進委員、その他必要な方

<活動> ・未然防止、早期発見のための年間活動計画の承認
・調査および教育相談に関する内容の報告確認
・いじめ事案の対応に関する内容の検討と経過報告の確認
・年間活動計画の評価に関する内容の報告確認と助言

<開催> 定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

6 いじめ防止のための基本事項

「子どもの居場所づくり推進テーブル」の視点

【視点1】 児童生徒同士のつながり

【視点2】 教職員と児童生徒のつながり

【視点3】 組織体としての教職員同士のつながり

【視点4】 学校と家庭、地域・関係機関とのつながり

(1) いじめの防止（未然防止のための取組等）

未然防止の基本は、すべての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードとし、すべての生徒に自己有用感や集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係や支持的風土を生徒自らが作り出していけるように進める。

① 学級開きにおける出会わせ方の重視 [年度始め]

※キーワード<担任の思い・出会い・縁・仲間と友達・個々の必要性>

【視点1】 【視点2】

② 校長自ら講話を行い、いじめを許さない姿勢を示す。

【視点1】 【視点2】

③ わかる授業（すべての生徒が参加・活躍できる授業）づくりの推進 [常時]

※キーワード<授業公開・自信・安心・積極的・肯定的・支持的風土>

【視点2】

④ 授業規律や学習習慣の確立 [常時]

※キーワード<かがやき5・あそぶじは心の鏡・発表のしかた・話の聞き方>

【視点2】

⑤ 温かい心でつながる集団づくりと社会性の育成

[道徳・学活・心ほぐしタイム等]

※キーワード<自己理解・他者理解・情報モラル・アサーション・

コミュニケーションスキル・ソーシャルスキル>

【視点1】

⑥ 特に配慮を要する生徒についての共通理解 [年度始め・随時]

※キーワード<学級経営・学年経営・課題・対応のあり方・人間関係>

【視点2】 【視点3】

⑦ 帰りの会や学年集会における気持ちや思いを伝え合う活動の実施

※キーワード<発表・認め合い・目と耳と心・返しの言葉>

【視点1】

⑧ 生徒総会における「いじめ撲滅」に向けた取組の実施

※キーワード<岱明中人権宣言作成>

【視点1】

⑨ 全校集会や生徒集会における豊かな心の育成 [月1回]

※キーワード<本年度の目標・月目標・生徒会執行部と委員長・指導と賞賛>

【視点1】 【視点2】

⑩ 人権集会における温かい心の育成 [年2回]

※キーワード<アイスブレーキング・意見交換・発表・認め合い>

【視点1】 【視点2】

⑪ 行事を通じた仲間づくりの推進 [随時]

※キーワード<個・学級・学年・異学年・認め合い・励まし合い>

【視点1】 【視点2】 【視点3】 【視点4】

⑫ 保護者への啓発 [PTA総会、懇談会、授業参観、三者面談時等]

※キーワード<インターネット・掲示板・SNS・情報モラル>

【視点4】

⑬ 教職員研修の実施 [定期]

※キーワード<資質向上・共通理解・「教職員の振り返りチェックリスト」>

【視点3】

(2) 早期発見 (いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等)

早期発見の基本は、生徒の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、その情報に基づき迅速に対応することである。生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

① 観察と情報共有の徹底 [常時]

※キーワード<朝の会・帰りの会・授業・休み時間・給食・掃除・共有メモ>

【視点3】

② 日記を通した赤ペン対話の活用 [常時]

※キーワード<信号・変化・訴え>

【視点2】

③ アンケート実施による現状把握と教育相談 [年7回]

※キーワード<タマにゃんチェック・心のアンケート・個別相談>

【視点2】 【視点3】

④ 「すこやかチェック」の活用 [年6回]

※キーワード<体の状態・心の状態・生徒のつぶやき・訴え>

【視点2】 【視点3】

⑤ 「いじめのサイン発見チェックリスト (教師用)」の活用 [年3回]

※キーワード<気付きと該当者・反省・今後の方針>

【視点3】

⑥ 「子どものサイン発見チェックリスト (家庭用)」の活用 [通年]

※キーワード<保護者との連携・受け入れ態勢>

【視点4】

⑦ 生徒指導部会と学年会での情報共有 [週1回]

※キーワード<個、学級、学年の課題・保健室からの情報・SCから・
適応指導教室指導員から・対応と方向性・現状と目標>

【視点3】

⑧ 相談窓口の周知 [通年]

※キーワード<玉名教育事務所・県子どもいじめ相談・肥後っ子テレフォン>

【視点4】

(3) いじめに対する措置 (認知したいじめに対する対処)

いじめが認知される場面は様々である。アンケートからの場合、生徒からまたは保護者から直接相談を受ける場合、生徒や教職員が発見する場合、また地域の方が校外で発見される場合などが考えられる。特に、教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合に関しては、生徒が遊びやふざけと言おうとも制止して事情を聞くことが必要である。

① 認知されたいじめに対して

・被害生徒、加害生徒への内容と事実関係把握

(周囲に認知した者がいる場合は、当該者も含む。)

・「いじめ・不登校対策委員会」にて、いじめとして対応すべき事案か否かの判断

・玉名市教育委員会への報告

・「いじめ・不登校対策委員会」および全職員での情報共有

・被害生徒のケア (保護者への報告や連絡およびその後の対応)

・加害生徒の指導 (保護者への報告や連絡)

・必要に応じて謝罪または教育相談、別室学習

・再発防止のための教育

・その後の経過確認

② いじめが「重大な事態」と判断された場合

(いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、あるいは生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合、いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされている場合)

- ・玉名市教育委員会への報告
- ・その後の対応について教育委員会から指示を仰ぐ
- ・必要に応じて所轄警察署への相談または通報
- ・「(地域) いじめ防止対策委員会」による事実関係の詳細調査
- ・いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供
- ・「(地域) いじめ防止対策委員会」および全職員での情報共有
- ・教育委員会や警察署等の関係機関と連携した対応(ケアと指導、措置を含む)
- ・再発防止のための教育
- ・その後の経過確認

7 評価と改善(PDCAサイクルによるチェック) [長期休業を節目とする]

(1) 取組の成果

① いじめの認知件数から

各サイクルで認知されたいじめの数(学年別・男女別)の増減によって、それまでの取組がどれくらい効果的であったかを評価する。

② 不登校や不登校気味の生徒の変化から

不登校や欠席の多い生徒が何名いて、どのような取組を行い、それぞれどのように変化し改善したのか、その数と状況の変化で評価する。

③ 取組評価アンケートから

長期休業前に、生徒に無記名式質問紙調査「いじめ防止取組評価アンケート」をとり、その数値を指標にして評価する。保護者には年度末に同様のアンケートをとり評価する。

(2) 今年度の課題

取組の成果と保護者からのアンケートを含めて、本年度の取組がどうであったかを年度末に総合的に評価し、学年部や本校全体の課題を明らかにする。

(3) 次年度への志向

今年度の成果と課題を参考に、次年度に向けて改善すべき取組や新たに行うとよい取組などを洗い出し、「いじめ・不登校対策委員会」で検討していく。